

# 時価算定会計基準案へのコメント、紹介—ASBJ

去る4月11日、企業会計基準委員会は第406回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

**時価算定会計基準案に寄せられたコメントの概要**

4月5日までコメントを募集していた「時価の算定に関する会計基準（案）」等および日本公認会計士協会から公表されていた「金融商品会計に関する実務指針」等の改正案に対して、寄せられたコメントが紹介された。

そのなかで、適用時期（2020年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首より適用）に関して、同意するコメントもあった一方、1年後ろ倒し、もしくは基準完成から2年以上延期すべきとの意見や、現在改訂検討中の金融商品会計基準と適用時期を合わせるべき、といったコメントも寄せられている。

これに対して、委員からは、「適用時期については公開草案作成時に十分に議論が尽くせな

テーマについて、各専門委員会  
で議論することが提案された。

かった印象がある。最終化に向けてより丁寧な議論を、「企業が基準を適用するにあたって必要な工数についてヒアリングを行うべきでは」などの意見があった。

**基準諮問会議新規テーマ提言への対応**

事務局より、基準諮問会議から提言されていた、次の新規

- ① 財務諸表を継続企業の前提に基づき作成することが適切であるかどうかの判断規準の作成→実務対応専門委員会
- ② 金利指標改革に起因する会計上の問題（LIBOR）↓金融商品専門委員会

委員より反対意見は聞かれなかったため、今後これらのテーマについて審議を進める予定。

## 国際会計 デジタル資産の投資契約分析 フレームワーク、公表—SEC

去る4月3日、SECは「デジタル資産の『投資契約』分析のためのフレームワーク」（以下、「フレームワーク」という）を公表した。

また、同日、証券市場を監督するSECのthe Division of Corporation Finance は、トークンを発行したTunKey Jetfinc について執行手続をしない旨を示した no-action letter を公表した。

**ICO等が規制の対象となるか**  
Initial Coin Offering（ICO）や、伝統的な証券ではないデジタル資産（仮想通貨、コイン）、トークンを含む分散型台帳技術（distributed ledger technology）またはブロックチェーン技術を使用して発行または移転される資産（の募集、販売など）については、それらの急激な増加により、米国の証券関連法が適用されるのかどうか、つまりSECの規制の対象

## 今月の税務

日付	項目	備考・コメント
5月10日(金)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(平成31年4月分)	① 所得税と復興特別所得税をあわせて源泉徴収する。
5月31日(金)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(平成31年3月分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ③ 申告期限延長法人の法人税確定申告 1カ月延長法人 (平成31年2月期) 2カ月延長法人 (平成31年1月期) ④ 消費税確定申告(1カ月ごと)(3月期) ⑤ 消費税確定申告(3カ月ごと)(3月、6月、9月、12月期) ⑥ 法人の中間申告(半期、9月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 法人消費税の中間申告納付 直前年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(3月期を除く) 直前年税額400万円超のとき 3カ月ごと(6、9、12月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。  ⑦～⑧ 消費税の課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。
5月中の条例で定める日まで	⑧ 自動車税、鉦区税の納付(都道府県知事)	⑧ 賦課期日は4月1日

となるのかどうか問題となっていた。

投資契約 (investment contract) として募集、販売される場合、つまり、証券関連法での「証券」に該当する場合、証券関連法の適用を受けSECの規制の対象となる。

**フレームワークの内容**

SECは、このフレームワークで、「証券」に該当するかどうかの決定にあたっては、商品の性格および募集・販売の方法についての注意深い分析が要求されるとし、連邦最高裁判決 (Howey社の事例) をデジタル資産に当てはめて、次を含む多くの検討事項を示している。

① 「証券」に該当する可能性が高いもの

- ・ 購入者が他の者 (プロモーター、スポンサー、その他の第三者) の努力から生じる利益について合理的に期待している
- ・ ネットワークやデジタル資産に必要な業務を遂行、または監督することをデジタル資産の購入者が期待している場合、他の者は、ネットワークの開発、改良、運用、促進に責任がある

- ・ デジタル資産は、その保有者に、発行体の損益を配分する、またはデジタル資産の資本的増加からの利得を実現する権利を与えている
- ・ デジタル資産は移転可能である、または二次的な市場やプラットフォームで取引される (または将来においてそれが期待される)

② 「証券」に該当する可能性が低いもの

- ・ 分散型台帳ネットワークとデジタル資産が完全に開発され、運用可能である
- ・ デジタル資産の生成と構造が、使用者のニーズに適合してデザインされ実装されている
- ・ デジタル資産の価値が増加する見込みが限定的である

このフレームワークはSECスタッフの見解を示したもので、SECの規則でも正式な見解でもない。また、最後に、市場参加者には、弁護士に助言を求めることや、SECのスタッフと連動することを推奨している。

ポジティブ・メンタルヘルス

変わるための学びと気づき

メンタルクリエイト 江口 毅

「学ぶとは自分を変えることである」。この半年間、さまざまな学びの場を経験して、あらためてそのように感じるようになりました。

人はなぜ学びの場を求めるのでしょうか。その動機としては、成長したい、新しいことに挑戦したい、もつと役に立てるようにになりたい、不甲斐ない自分を卒業したい、今の自分のままでほうまういかなと感じている、などが挙げられるでしょう。そこに共通しているのは「変わりたい」という人間の欲求です。人は変わるために学ぶのです。学んだことを咀嚼し、実生活で実践し、内省し、洗練させて、また実践して、借り物の学びを自分のものに昇華させるとき、人は変わるのです。そのプロセスにこそ大きな意味があると考えます。

場面では自分が振り返る必要があることとす。

さて、もう1つ最近心に留めている言葉があります。それは、「教えることは自分が問われることである」という言葉です。最近、この言葉の意味を噛みしめる場面が増えてきたように感じます。筆者は管理職経験が長かったので、部下に指導したり教えたりする機会が多くありました。その当時は、相手の年齢と大きく離れていなかったからか、指導したり教えたりする過程において相手から気づかされるものが少なくありませんでした。つまり、教える過程で相手から教えられることがたびたびありました。

のか。相手から学ぶことがあるはずなのに、なぜ自分はそれをみつけようとしなかったのか。自分は新しい価値観に触れることをおそれていないか。そのようなことを振り返り自らの姿勢を修正することで、教える行為は一方的から相互的になります。相互的になると、今までは教えられる側だった相手に自発性や主体性、必要とされている感覚が芽生え、さらに相互的な関係が促進されます。つまり、教える側が変わることで、相手も両者の関係性も変わっていきます。

しかし、年を重ね、教える相手との年齢が離れてくると、こちらが教える側、相手は教わる側という構図を自ら作り出してしまふことが出てきたように感じます。「私はあなたより20年以上社会人経験があるのだから」という意識が働いているのかもしれない。そのようなとき、筆者は自分が問われているのだと考えるようにしています。本来対等であるはずの人間関係において、なぜ自分は上に立ちただ

であるべきだと思えます。「教えることは教わることである」。こんなシンプルなことを忘れたとき、相手との関係がギョウシャクしてしまふのかもしれない。

このように考えていくと、「学ぶこと」、「教えること」、「変わること」の3つは、つながっていることがわかります。そういう視点で、自分の育ち、他人の育ちをみることであれば、私たちは居心地がよい環境のなかで成長し続けることができるのだと思います。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2019年4月5日	監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」の改正(公開草案)	JICPA	2018年7月5日付けで公表された「監査基準の改訂に関する意見書」および関連する監査基準委員会報告書等の新設・改正を受けて見直し等が行われたもの。コメント期限は2019年5月6日まで。 <a href="https://jicpa.or.jp/specialized_field/20190405ihr.html">https://jicpa.or.jp/specialized_field/20190405ihr.html</a>	—
2019年4月8日	株主総会関係モデルおよび事務取扱指針の改正	全国株懇連合会	本年5月1日の改元に伴い、株主総会関係モデルおよび事務取扱指針の日付表記を変更するもの。 <a href="http://www.kabukon.net/pic/study_2019_02.pdf">http://www.kabukon.net/pic/study_2019_02.pdf</a>	—

日本やEUが標的となる貿易摩擦問題

金融

米中両国が、交渉中の貿易協定で、合意内容を中国が順守できているか検証する機関を設立することで合意した。このなかには、中国が2025年までに中国国内におけるアメリカ企業の100%子会社の設立を認める、等の内容が含まれる。トランプ米大統領も4月4日、中国の劉副首相と会談した際、4週間以内に米中間で一定の合意がまとまるだろうと発言しているため、アメリカは中国との貿易協議に関して、現時点では楽観的といえる。

そこで、次に注目されるのは、アメリカの矛先が中国の後にどこに向かうのか、である。2018年のアメリカの貿易赤字額をみると、対中国が3,877億ドル、対EUが1,703億ドル、対日本は689億ドルとなっている。したがって、この数字だけで見れば、中国の次にEUの貿易赤字額が問題になりそうだ。実際、トランプ米大統領は4月9日にツイッター上で、世界貿易機関

(WTO)は、EUのエアバスへの補助金がアメリカにとってマイナスであるとして、EU製品に110億ドルの関税を課すことになる、と表明した。これに対し、EUのマルムストロム通商担当欧州委員は、「発動されれば同様の対抗措置を講じる」と応じ、米EU間の貿易摩擦問題も一気に過熱する様相を呈している。

ただ、対日赤字の問題も無視

令和元年は平成24年に似た展開になるか?

証券

できない。日本は、4月15、16日にアメリカ・ワシントンで日米物品貿易協定(TAG)交渉に臨む。現時点で日本政府は、アメリカから自動車の数量規制や為替条項を交渉範囲に含むよう求められても受け入れる考えはないようだ。これらの分野でのアメリカの対応が不透明であり、対EU以上に摩擦が激化する可能性があるからだ。中国との貿易摩擦が収束するとみて、いったんは落ち着きを取り戻した市場だが新たに不透明なリスクを織り込むことになりそうだ。

令和元年が景気循環の下り坂の年となることは避けられない。海外需要の後退が続くうえ、消費増税の実施が予定されているからだ。これらのことは2012年(平成24年)の景気動向を思い起こさせる。2011年春に東日本震災が発生し、瞬間的に経済は打撃を受けたが、景気後退という判定までには至らな

シヨック時の落ち込み幅は戦後最大)があるようだ。このため、景気後退といっても企業収益への影響は大きくない。2012年度の企業収益は2ケタの増益となり、翌年の2013年度はさらに大幅な増益を達成した。これを受け、日経平均株価は景気ピークアウトの2012年3月とボトムアウトの2012年12月がほぼ同水準となった。景気後退中は株価が下がったものの、底入れ時点で下げを取り戻したのだ。翌2013年からはアベノミクスが発動し、株価が上昇した。

令和元年が平成24年と似た展開になるには、海外景気が現在の予想から大きく下方修正されないこと、貿易摩擦の焦点である米中両国の経済が悪化しないことがポイントだろう。

国内にもリスクは少なくなっている。その筆頭は10月に予定されている消費税率引上げだ。前回の経験から、今回は財政面から多くの手当てがなされたが、実際にどう影響が出るかは、やってみなければわからない。また、長期政権を誇る安倍内閣がこれからどうなるのかもわからない。これもリスクの1つである。